聖籠町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第7号

聖籠町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに 事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を 改正する規則

聖籠町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年聖籠町規則第9号)の一部を次のように改正する。

目次中

Γ

第3章 夜間対応型訪問介護(第5条)

を

に

Γ

第3章 夜間対応型訪問介護(第5条)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 人員に関する基準(第5条の2)

第2節 運営に関する基準 (第5条の3)

改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第5条の2 条例第62条の3に規定する規則で定める基準は、次項以下に定めるところによる。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者が指定地域密着型通所介護事業所ごとに置くべき地域密着型通所介護従業者の員数は、次のとおりとする。
 - (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所 介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認めら れる数
 - (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が条例第62条の3第2項に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
- 3 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第2節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域

密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、 第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護 職員又は介護職員。次項及び第8項において同じ。)を、常時1人以上当該 指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 6 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 7 第2項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退 を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所 介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 8 第2項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

第2節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第5条の3 条例第62条の7第3項に規定する規則で定める費用は、次に掲 げる費用とする。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利 用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型 通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費 用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着 型介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用

- (4) おむつ代
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 2 前項第3号に掲げる費用については、別に町長が定めるところによるものとする。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。